

建築確認手続き等の運用改善に係る講習会の

愛知県における開催について

平成22年4月16日

愛知県建設部建築担当局建築指導課

国では、建築確認手続き等の運用改善について、平成22年1月22日付でその方針を公表したところであり、建築基準法施行規則及び関係告示の改正については、3月29日に公布し、6月1日から施行することとしております。

これらの円滑施行のため、「建築確認手続き等の運用改善に係る講習会」が下記のとおり、建築設計・施工の実務者等を対象として無料で開催されますので、お知らせします。

1) 日程等

開催日	開催時間		場所
5月7日(金)	午前	11時～12時30分	日本ガイシフォーラム (名古屋市南区)
	午後	14時～16時	
5月13日(木)	午前	10時30分～12時	岡崎市せきれいホール (岡崎市)
	午後	13時～15時	
5月25日(火)	午前	11時～12時30分	日本ガイシフォーラム (名古屋市南区)
	午後	14時～16時	

午前：小規模建築物（木造住宅等）用講習会 <木造4号建築物に係る講習会です>

⇒主に木造住宅等の小規模建築物の設計・施工の実務者等を対象

午後：一般建築物用講習会

⇒主に一般建築物の設計・施工の実務者等を対象

2) 参加費

参加は無料です。

3) 主催者等

サンパートナーズ株式会社（国土交通省から受託）

4) 講師

愛知県及び名古屋市の建築行政担当者

5) 申込み方法

申込みについては、国土交通省のホームページ内の「建築行政」のトピックス「建築確認手続き等の運用改善に係る講習会の開催等について」を参照し、申込み画面を通じて申込み手続きをお願いします。

国土交通省ホームページ内の「建築行政」トピックス：

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/index.html>

●お問い合わせ先

国土交通省住宅局 建築指導課

TEL 03-5253-8111（内線 運用改善について：39515、39519 講習会について：39516、39536）